

教育史から見た幕末期から明治初期の教育

伊 藤 博

要 旨

明治維新前後において、福沢諭吉ら洋学者達が近代科学を子どもにまで広めようとした。なかでも江戸末期の1868年（明治元年）に福沢諭吉が発行した『訓蒙窮理圖解 初編 上（中・下）』（上巻は表裏表紙含め全52葉）は、すべての漢字にルビを付し、所々にその頁の内容に沿った図などを挿入するなどはじめて子どもを対象とした科学読み物であったと考えられる。その後、この書物に触発されて明治五年から明治七年にかけて「窮理熱」と呼ばれる科学読み物がさかんに出版されるようになり、科学入門書の一大ブームが起きた。

これは科学入門書が一般庶民の読み物として広がりつつあった事を裏付けるものである。こういった科学書が一般庶民の読み物として成立するためには、読者層において高いレベルの識字率が必要とされるのが前提である。さらに、各種の研究から明治維新前後の一般庶民の識字率は相当に高かったことが知られている。

そこで本稿では、一般庶民にまで教育が施されるのはいつのことからであり、その教授法はどのようなものであったのかについて明治維新前後の当時の資料をもとにして考察していきたい。

キーワード：学制、明治維新前後、寺子屋、教育史、科学教育

1. はじめに

明治維新前後において、福沢諭吉ら洋学者達が近代科学を子どもにまで広めようとした。なかでも江戸末期の1868年（明治元年）に福沢諭吉が発行した『訓蒙窮理圖解 初編 上（中・下）』（上巻は表裏表紙含め全52葉）は、すべての漢字にルビを付し、所々にその頁の内容に沿った図などを挿入するなどはじめて子どもを対象とした科学読み物で

あったと考えられる。この『訓蒙窮理圖解』は慶應義塾から和装の3巻本として出版されており、1861年から1867年にかけてアメリカやイギリスでそれぞれ出版された物理書、博物書、地理書を参考に身近な自然現象をわかりやすく説明し図を付した書物である。

その後、この書物に触発されて明治五年から明治七年にかけて「窮理熱」と呼ばれる科学読み物がさかんに出版されるようになり、科学入門書の一大ブームが起きた。

この当時、福沢諭吉は物理学こそが西洋流の合理的な考えの基本だと考えていたようである。したがって一般大衆が物理的な考えを知るようにこの本を書いたと思われる。右に示す『訓蒙窮理圖解』の「巻の一」では

第1章 温気の事

万物熱すれば膨張れ冷れば収縮む

有生無生温気の徳を蒙ざる者なし

第2章 空気の事

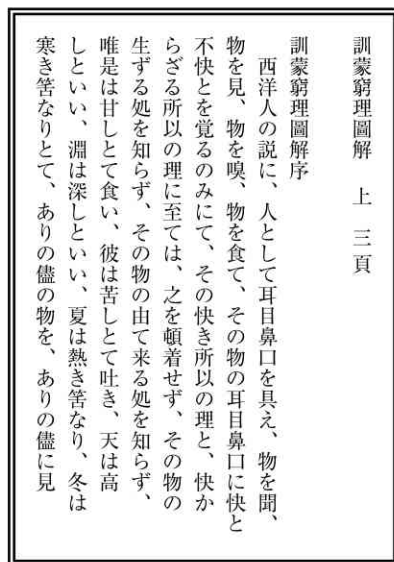
空気は世界を擁して海の如く

万物の内外気の満ざる所なし

と書かれている。各項目の題名が書かれるとともにその章の要約が記入され、子どもにもとても分かりやすくしている。

明治維新前後の時期においては現在行われているような学校教育が普及していなかったため、科学に関する書物は医学・薬学やその他蘭学に類するものがほとんどであったと考えられる。そして、興味関心のある者だけが知識として持っている程度であったのではないだろうか。しかしながら、前述のように明治初期に「窮理熱」と呼ばれる科学入門書の一大ブームが起きた。これは科学入門書が一般庶民の読み物として広がりつつあった事を裏付けるものである。こういった科学書が一般庶民の読み物として成立するためには、読者層において高いレベルの識字率が必要とされるのが前提である。さらに、各種の研究から明治維新前後の一般庶民の識字率は相当に高かったことが知られている。

そこで本稿では、一般庶民にまで教育が施されるのはいつのことからであり、その教授法はどのようなものであったのかについて明治維新前後の当時の資料をもとにして考察していきたい。



『訓蒙窮理圖解』

(原本にはすべて漢字にルビを振っている)

1 この書の「訓蒙(きんもう)」とは子どもや初心者を教え諭すという意味であり、窮理学とは当時の言葉であり広い意味での物理学のことを指している。

2. 「学制」(明治初期)以前の教育

(1) 諸藩の藩学(藩校)・塾(私塾)

江戸時代後期(幕末)では、幕府の財政難や政治体制の危機が深刻化するなかで、各地の諸藩を含む武士の生活難も目立ってきたため諸藩とも教育の改革を実行していこうとする機運が高まってきた。このため諸藩では藩学(藩校)・塾(私塾)を設立して子弟の教育を積極的に行おうとした。

明治十六年に文部省の編集による『日本教育史資料』(明治二十三～二十五年刊 二十三卷)によると、明治維新期に創設された36校と創設時期が不明の4校を除くと、江戸時代に創設された藩校の数は215校となっている。そのうち宝暦期(1751～63年)以前に創設されたことが確認されるのは28校である。つまり、藩校が普及しはじめるのは、江戸時代の半ばを過ぎてからのことであると考えられる。

右表は全国で設置された藩校・私塾の主なものを示している。

表1 主な藩校・私塾

名称	開祖	分類	年号	立地
養賢堂	伊達吉村	藩校	元文元年	仙台
致道館	酒井忠徳	藩校	文化2年	庄内
日新館	松平容頌	藩校	寛政11年	会津
昌平坂学問所	江戸幕府	官立	寛政9年	江戸
適塾	緒方洪庵	私塾	天保9年	大阪
懐徳堂	中井甕庵	私塾	享保9年	大阪
松下村塾	玉木文之進	私塾	天保13年	萩
明倫館	毛利吉元	藩校	寛永18年	萩
修猷館	黒田斉隆	藩校	天明4年	福岡
咸宜園	広瀬淡窓	私塾	文化14年	日田
鳴滝塾	シーボルト	私塾	文政7年	長崎

この藩校とは藩学(はんがく)ともいわれ、内容や規模は多種多様であった。諸藩が藩士の子弟に入学を「強制」する藩、「奨励」する藩、「許容」にとどめる藩、とまちまちであったが、後に、庶民に開放された藩校もあるが基本的には庶民の子弟は入学すること

ができなかった。すなわち藩校は藩士の子弟が「藩士」となるためのいわゆる義務教育機関であったと考えられる。

この藩校では全国的な傾向として「文武両道」を標榜して、7～8歳で入学してはじめて文を習うことになる。その後には武芸を学び、およそ14～15歳から20歳くらいで卒業することとなる。藩校での教育内容としては、四書五経の素読・習字を中心としていたが、江戸後期にもなると時代の趨勢から蘭学や、武芸としての剣術・槍術・柔術・射術・砲術・馬術などが加わっていった。

次に幕府が主催する教育施設としては昌平坂学問所があげられる。これは、江戸幕府が幕臣の子弟を教育するために設置した幕府直営の儒学を主とした学校であった。この学問所の前身は、幕府の儒官であった林羅山が1630年に上野忍岡に聖堂を建てた家塾(弘文館)であった。そして、5代将軍綱吉の時代の1691年に湯島に移転し、その後11代将軍家斉の老中松平定信が1797年に幕府直轄の学問所とした。これ以降は朱子正学を

中心として運営され、幕臣にかぎらず諸藩からの留学生も受け入れることになる。この学問所では、毎月の定まった日に経書の講義や会読、小試・大試などの試験も行われ、これ以外に幕府の編纂事業なども行っていた。

さて、これら藩校は教育機関であるとともに、一部の藩では藩の出版部局として出版機関も兼ねることもあった。ここで刊行されたのは藩校で使用する教科書が中心となったが、藩主や教官の著作、藩の基本理念に関する書物なども刊行されていた。このことにより藩校の生徒に教科書を安価で提供することを可能となった。さらに藩によっては受講者以外の希望者にも、身分を問わず貧しいものには無料で分け与えることもあった。そのため藩校からの出版物は、学問を広く藩内に普及させることを可能にしたともいえる。

藩校での学習形態としては、一般的な漢学（四書五経）の素読・講義・会読・輪講・質問などがあげられる。素読とは、漢学を学ぶ初学者のための学習段階で、声をあげて文字を読み、文章をたどるといった初歩的な学習である。この素読は、ただ単に棒読み・棒暗記するだけの学習ではなく、同じ漢字であっても時と場合により読み方の違いや意味の違いがあることを理解することが目的であったと考えられる。近世で行われた素読は、漢文を国文化して読み、意味を読みとる作業であったため、句読の切りかた、訓点につけかたによって、文章の意味がどのようにでもかわった。そのため素読は講義、会読、輪講、質問にまでつながりをもって、学習体系の一環をなすだいな基礎学習となっていたようである。

この素読には以下のような三つの学習段階があった。

〈第一段階〉一字一字、一句一句を正しく読みあげる学習

〈第二段階〉早く読み、長く読みつづける学習

〈第三段階〉ふつう「復読」と呼ばれ、とり読み、輪読のような競争意識にうったえる集団学習

さて、素読の力が向上したところで、まだ学習していない書物（多くは歴史の書）を自分の力で読ませたり、「広く読む」ことの読書を拡充する学習も行われた。この段階ではしばしば「読書」と呼ばれた。素読を終えた者は、次の段階に入り教師から講義をうける。この素読で用いられた教材（主として経書）について、教師からの講義のもとに内容を理解して身につける学習となっていく。

次に会読・輪講となり、一定の読書力と理解力ができあがったところで、生徒が一室に集まり、所定の經典の所定の章句を中心として、互いに問題を提出したり、討論をしあったり、解決しきれないところは仲間とともに教師の意見をきき指導をおおぐといった共同学習となっていた。

このように藩校での学習対象者としては、一般庶民の子弟からかけ離れたごく一部の

階層の者が教育を受けており、現在の義務教育におけるような対象者ではなかった。さらに現在の初等教育レベルの学習内容ではなく高等教育レベルの学習内容であったと考えられる。

(2) 庶民への教育施設として寺子屋

庶民にあっては、個別指導教育施設として中世の寺院で行われていた寺子屋が我が国の学校制度の始まりと考えられる。この寺子屋では僧侶のほか武士、浪人、神官、医師などが近隣の子どもを集めて、「読み、書き、算盤（算術）」などを教授していた。時代が下ると江戸時代の商工業の発展および文書主義の普及に伴い、実務教育の需要が高まり江戸や京都・大阪などの都市部において寺子屋が普及し始めた。

なお、文字を学ぶ場のことは「寺子屋」という名が一般的であるが、「寺子屋」という言い方は、江戸時代にはおおむね上方に限られた言い方であり、必ずしも一般に言われた名称ではなかったようである。全国的にみれば、手習指南（筆道稽古）をする所という意味の用語であった「手習塾」の方が正確であると考えられる。しかし、混乱を避けるために本稿においてはこれらの教育施設全般を「寺子屋」と呼ぶことにする。

寺子屋は、寛政年間（1690年代）にはいる頃からは農村や漁村にも広がっていったようであり、とくに江戸時代後期の天保年間（1830年代）前後に著しく増加している。『日本教育史資料』によると開業数の統計において、寺子屋は19世紀に入る頃から増加を続け、幕末の安政から慶應にかけての14年間に年間300を越える寺子屋が開業されている。また、全国に16,560軒の寺子屋があり、江戸だけでも大規模な寺子屋が500軒前後、小規模なものも含めれば1,200軒前後ぐらい存在していた。なお、その経営はいわゆる営利目的としての形態に移行し始めている。そして、幕末においては国内外の緊張が高まりにともなって、それまでは師匠あった浪人の再就職（仕官）が増加していったため、町人出身の師匠の比率が増えていった。

この寺子屋で学ぶ者の多くはおおむね七歳前後から十歳過ぎくらいまでであった。ここでの教育目標としては、文字を正しく「書く」ことと「読む」こと、つまり書記能力および識字能力をつけることであり、さらに美しく上手に書く「能書」の力が重要であった。また、社会生活をする上での必要な知識や一定の職業につくための知識を習得する場でもあった。さらに、世の中で当然守らなければならない規範やよりよく生きていくための道徳的な心得なども学ぶべき重要なこととされていたようである。

この寺子屋における登校時間は、次に示す「維新前東京市私立小学校教育法及維持法取調書」²（文中の傍線部）から分かるように、とくに決まっていたはいなかった。これによ

2 明治初期に東京府が寺子屋を前身とする私立小学校主を調査対象とした教育調査であり、主として私立小学校での教育内容の調査報告書である。

るとおよそ七時半頃から始まっていたようである。子どもたちは、それぞれ各自の家の生活時間に合わせて、朝食が終わるとだいたい登校してきたので、登校時間はばらばらであった。寺子屋の授業では、今日のような一斉教授は考えられない。師匠が朝にそれぞれ一人一人の子どもに手本を渡し、子どもたちはその手本を机上に置いて、それをひたすら手習いするだけの繰り返しを行っていた。ここでは個別学習および自己学習が基本となっていたため、子どもみんなが一斉に学習するようなことは必要なかったため、ばらばらに登校してきても何の問題もなかったようである。

抑々授業時間は毎日六七時間にして七ツ習ひと称するものの如き（師家に依るにて一般にはあらず）は始ど八時間に垂んとせり、其長時間なる驚くべし、而して起業時限は毎朝出席する者は直に習字し始むるを以て何時より等の定めなし、然れども五ツ時（今の七時半頃ならん）に始め八ツ時（二時半頃ならん）に終るを通常とす、即ち今の六時間にいえど相当すと難も其実五ツ時前より出席する生徒少きにあざれば其実七時間以上に涉りしなり。

（維新前東京市私立小学校教育法及維持法取調書）

寺子屋の教育に関しては、様々な研究者がいろいろな角度からの研究がなされているが、ある研究者は寺子屋の授業内容に関して次のように記している。

「手習いの手本は、一人一人の進度や能力、性別、職業などによって、異なっていた。こういった状況を配慮して、師匠がその子にふさわしい手本を準備した。はじめは師匠手書きの手本から始めるが、学びの進度にしたがって、折手本や製本した印刷冊子、いわゆる往来本が用意されることになる。手習塾での学習は、手本を左側において、それをひたすら手習うことを繰り返す、いたって単調な稽古だった。間違えないで書くことももちろん大事だが、美しく上手に書く能書の習得こそが求められた。今の習字に相当するといえる。文字の読みとその意味は、手本を与えるときに簡単に説明する程度で、もっぱら書くことが、子どもの学習の大半を占めていた。このように手習いは、文字を読むことよりも書くこと、しかも美しく書くことを優先した学習だった。」（添田晴雄「文字から見た学習文化の比較」から）

つまり、寺子屋での基本的な学習は、子どもによる個別の自己学習であった。そのため、師匠の役割の一つとしては子どもに適切な手本を与えることであった。二つには、子どもの手習い稽古の席を巡回し、良くないところを矯正したり、手を取って運筆の指導をしたりすることであった。三つには、適当な時点で子どもに清書させその達成度の点検や難点の指導をし、次の手本に進むかどうかを判断することであった。

このように寺子屋の教育は「読み書き算盤」と呼ばれる基礎的な読み方・習字・算数の習得に始まり、年長になるほどさらに地理・人名・書簡の作成法など、実生活に必要とされる知識や技術の教育が行われていたようである。石川謙（1988）によると、この時期の教材としては「庭訓往来」「商売往来」など往来物や地名・地理を学ぶ「国尽」

「町村尽」「六論衍義」「四書五経」などの儒学書、人名が列挙された「名頭」「苗字尽」、
「国史略」「十八史略」などの歴史書、文字を学ぶ「千字文」、その他「徒然草」「百人一首」
「唐詩選」などの多くの古典が用いられていたようである。

寺子屋では、この往来物がとくに多用されており、様々な書簡を作成する事の多かった江戸時代の庶民にとっては実生活に即した教科書となっていたようである。往来物とは往復書簡を集めた形式の書籍で、庭訓往来³は、往来物（往復の手紙）の形式をとっていた。また、商売往来とは、商業にとって必要な語彙やそれに関する知識、商人の心がまえなどを説いたおもに商人向けの初学者向きの教本であった。この商売往来は江戸時代前期から明治時代初期にかけて発展し、語彙を羅列したものだけのもの、読み仮名や返り点を加えたもの、語彙に解説を加えたもの、図画を加えたものなど、さまざまに種類に増えている。

さて、この寺子屋教育の特色は、師弟関係から発生する「訓育」であったようである。長幼の序や師弟の礼讓、友愛、信義についての「しつけ」の厳しさは、当時の社会における道徳観を高めるうえにも大きな力となった。庶民の中から生まれた寺子屋での教育は、教授法としてはまだまだ不十分ではあったようであるが、日本における初等普通教育の先導的な役割を果たしていたと考えられ、これが明治以降の小学校教育に与えた影響は、非常に大きいものであったと考えられる。そして、一般庶民であっても一応の「読み書き算盤」ができ、社会的な道徳心もレベルが高いものであったことは確かであろう。

3. 「学制」以後の教育

(1) 明治初期の教育制度改革

明治初期とは、明治元年からほぼ明治十二年までくらの期間を、教育史の領域では「明治初期」ということが多い。

1868年に明治元年となり、明治政府はその成立と同時に近代国家の基礎は教育にあるとして、学校教育の普及と振興に大いに力を注いだ。中でも小学校の設置には特に努め、まず明治二年二月五日各府県に示した「府県施政順序」の中に「小学校を設くる事」の一項を設けて小学校教育の方針を示し、さらに翌三年二月には「大学規則并中小学規則」を公布した。この規則は、初等教育に関する最初の規定であり、学校制度を大学・中学・小学の三段階に分けたものである。しかし、近代的な小学校制度の基礎の確立は

3 庭訓（ていきん）とは、父から子への教訓や家庭教育を意味し、『論語』季子篇の中にある孔子が庭を走る息子を呼び止め詩や礼を学ぼう論じたという故事にちなんでいる。

1872 (明治五) 年の「学制」によらねばならなかった。

明治政府は1871 (明治四) 年7月18日に文部省を設置し、緊急に今後の日本に全国的な学校教育の制度の確立と内容の整備などを検討する必要があった。そこで文部省は学制取調掛という掛を設置して、欧米の学校制度、とくにイギリス・アメリカ・ドイツ・オランダ等の教育法を急遽研究し、

「学制」を起草し、翌1872 (明治五) 年に「学制」を頒布した。なお、この「学制」の場合は頒布 (はんぷ) という。これ以降を法令的には学制期と呼ばれ、おおよその時期までを明治初期と呼んでいる。

なお、「学制」(明治五年太政官布告第214号) とは1872 (明治五) 年に、日本での最初に学校制度を定めた教育法令である。「教育令」(明治十二年太政官布告第四十号) の公布により、「学制」は1879 (明治十二) 年に廃止された。しかしながら、この「学制」は、我が国の近代的学校制度の基礎をなすもので、学区、学校、教員、試業 (授業)、海外留学生、学資の六項に関する条項からなる膨大な規定ではあるが、なかでも主要な部分をなしているのは小学校に関するものである。これは今日の教育基本法、学校教育法にあたるものといえる。

我が国で初めての近代法規である「学制」の特徴は、第一の目的として「国民皆学」である。「学制」の序文に当たる「学事に関する被仰出書」⁴には、「学問は身を立るの財本」や「邑ニ不学ノ戸ナク、家ニ不学ノ徒ナカラシメンコトヲ期ス」というような記述がある。この「学制」においては単に理念や目標が示されているだけであり、具体的な就学の規程はこのあと順次整備されていくことになる。たとえば、「学齢」に関しては就学期間は1875 (明治八) 年になり、満6歳から14歳の8年間を学齢とすることが定め

表2 明治初期の教育制度

明治初期の教育制度の確立	
1867年 (慶応3年)	: 五箇条の御誓文
1871年 (明治4年)	: 文部省設置 (大学ヲ廃シ文部省ヲ置ク)
1872年 (明治5年)	: 学制頒布
1873年 (明治6年)	: 学制による大学区分制定
1879年 (明治12年)	: 東京学士会院規則
1879年 (明治12年)	: 教育令公布
1880年 (明治13年)	: 教育令改正
1886年 (明治19年)	: 学校令公布
1886年 (明治19年)	: 帝国大学令発布
1886年 (明治19年)	: 師範学校令発布
1887年 (明治20年)	: 学位令発布
1888年 (明治21年)	: 官立大学・官立高等学校制定
1890年 (明治23年)	: 教育勅語
1894年 (明治27年)	: 高等学校令
1898年 (明治31年)	: 高等女学校令
1898年 (明治31年)	: 私立学校令
1898年 (明治31年)	: 図書館令
1900年 (明治33年)	: 小学校令全面改正
1903年 (明治36年)	: 国定教科書制度
1903年 (明治36年)	: 専門学校令
1907年 (明治40年)	: 小学校令改正

4 被仰出書 (おおせいだされしよ) : 学制頒布にあたり、国民皆学の理念、学問・実学の重要性などを説いた太政官布告「学事奨励に関する被仰出書」(「学制序文」)。

られた。

「学制」頒布後、直ちに実施されることはできず各府県では実施の体制をしだいに整えていくことになるが、実施のための財政的裏づけも十分ではなかった。そこで「学制」を実施するための国庫交付金である府県への委託金（小学扶助委託金）は1872（明治五年）11月にその金額が決定された。そして、文部省は交付条件として、1873（明治六年）1月に中学区小学区の設定および学区取締を設置することを各府県に要求している。そのため、多くの府県ではこのころからようやく「学制」の実施に本格的に着手している。小学校が設立されはじめたのは1873（明治六年）4月以後のことであった。

第二の「学制」の特徴は、学区制をとっていることである。当時の学区制はまず全国を八つの大学区に分け、その大学区の中をさらに32の中学区に、一つの中学区の中をさらに210の小学区に分けることになっていた。そのため、全国に八つの大学を、そして「八つの大学区」×「32の中学区」として中学校256校、小学校は53,760校を設置するということが「学制」に記載されている。これは、人口約600人に1校の割合で学校を置くという計画であったと推測される。およそ子どもが100人で学校一つを作るという机上の計算で作られた「学制」は、それ自体は義務規程ではなかった。そのため、日本において義務教育が成立するのは1900（明治三十三年）年であり、それまでは義務でもなく、罰則もないため、学区制は要望的、理想的なものとして位置づけられていた。

しかし、この「学制」は日本における近代教育制度の全般について企画したものであり、将来構想を示したものであるといえる。そのため文部省は「学制」の実施に当たり着手に関する順序を定めており、全面的な実施は将来に期していたことが推測される。このことについては、「学制」を制定する際に文部省が「学制」原案に添えて太政官に提出した文書の中に「学制」の着手順序を述べたものがある。文部科学省のホームページによると次のように示されている。この文書には、「後來ノ目的ヲ期シ当今着手之順序ヲ立ル如シ 左」と前書きして、次の九項目をあげている。

(http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpbz198101/hpbz198101_2_020.html)

- 一 厚クカヲ小学校ニ可用事
- 二 遠ニ師表学校ヲ興スヘキ事
- 三 一般ノ女子男子ト均シク教育ヲ被ラシムヘキ事
- 四 各大学区中漸次中学ヲ設クヘキ事
- 五 生徒階級ヲ踏ム極メテ嚴ナラシムヘキ事
- 六 生徒成業ノ器アルモノハ務テ其大成ヲ期セシムヘキ事
- 七 商法学校一二所ヲ興ス事
- 八 凡諸学校ヲ設クルニ新築營繕ノ如キハ務テ完全ナルヲ期ス事
- 九 反訳ノ事業ヲ急ニスル事

「学制」の目的は富国強兵・殖産興業政策の推進のために、国民的な規模で教育水準の向上が求められたと考えられるとともに日本における大学設置の発祥でもある。しかし、1879（明治十二）年に「教育令」が公布されると地方の実情を反映していない画一的な「学制」は廃止されることになる。さらにはアメリカの自由主義的制度を採用しようとしたが、翌1880（明治十三）年には改正され、教育の国家基準を明確にし、中央集権化を強調していくことになる。学校令（明治十九年）により義務教育の土台を固めるなか明治政府は帝国大学を設置していくこととなる。その他、残るものから徐々に官立化されて行き、「学制」による大学校予備軍は1899（明治三十二）年の私立学校令でほぼ枠組みが制定された。そして、1903（明治三十六）年の専門学校令で高等教育機関の枠組みが法文化された。

下表が当時の大学区制による区分された府県および設立された大学群である。「学制」による大学区分は、翌1873（明治六）年には7区分に改正され実施された。なお、第四大学区と第六大学区は該当校が設置されなかった。

表3 各大学区の府県および大学

第一大学区	名 称	後身校	分類	創立年
東京府、神奈川県、 埼玉県、熊谷県、千 葉県、足柄県、新治 県、茨城県、栃木県、 宇都宮県、山梨県	慶應義塾	慶應義塾大学	私立	1858年
	聖公会立教学校	立教大学	私立	1874年
	東京大学	東京帝国大学	官立	1684年
	二松學舎	二松學舎大学	私立	1877年
	東京法学社・和仏法律学校	法政大学	私立	1880年
	専修学校	専修大学	私立	1880年
	明治法律学校	明治大学	私立	1881年
	東京専門学校	早稲田大学	私立	1882年
	東京商業学校	一橋大学	官立	1875年
	英吉利法律学校	中央大学	私立	1885年
	哲学館	東洋大学	私立	1887年
	日本法律学校	日本大学	私立	1889年
	東京工業学校	東京工業大学	官立	1881年
	國學院	國學院大學	私立	1882年
女子英学校	津田塾大学	私立	1900年	
台湾協会学校	拓殖大学	私立	1900年	
第二大学区	名 称	後身校	分類	創立年号
愛知県、静岡県、浜 松県、岐阜県、三重 県、筑摩県、石川県、 敦賀県	神宮皇學館	皇學館大学	私立	1882年
	愛知医学校	名古屋帝国大学	官立	1871年
第三大学区	名 称	後身校	分類	創立年号
大阪府、京都府、 兵庫県、奈良県、 堺県、和歌山県、 飾磨県、豊岡県、 高知県、名東県、 岡山県、滋賀県	同志社英学校	同志社大学	私立	1875年
	大阪医学校・大阪工業学校	大阪帝国大学	官立	1838年
	関西法律学校	関西大学	私立	1886年
	旧制第三高等学校	京都帝国大学	官立	1869年
	京都法政専門学校	立命館大学	私立	1900年

第五大学区 長崎県、佐賀県、宮崎県、鹿児島県、小倉県、大分県、福岡県、三瀧県	名 称	後身校	分類	創立年号
	京都帝国大学福岡医科大学	九州帝国大学	官立	1867年
第七大学区 青森県、福島県、磐前県、水沢県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県	名 称	後身校	分類	創立年号
	札幌農学校 仙台高等工業学校	北海道帝国大学 東北帝国大学	官立 官立	1876年 1736年

(2) 「学制」による小学校の設立

文部省は「学制」の実施に当たり小学校開設に重点を置き、その上で中学校等を充実しようとしていた。また小学校開設とともにその教員養成が急務であると考え、師範学校の設立も小学校とともに重視した。

さて、明治維新时期においては文明開化のスローガンのもとで、各分野においても西洋化するということを目標としてきた。日本では、幕末から書物などの文献を通して外国の情報を輸入するという手法を採用してきた。これらの書物により教育の近代化も専門教育から始まっており、「学制」の研究も他の国の教育法規を入手して翻訳することから始まった。そのため、維新後の教育の近代化には外国人教師いわゆる「お雇い外国人」が貢献したといえる。このお雇い外国人の雇用というのが、さらに日本の専門学芸の輸入を促進してきた。こうして沢山の外国人が来日し、専門学芸を伝授してきた。いまの東京大学、当時の帝国大学では、日本人の教授はいたが教授はすべて外国人教師で構成されていた。正規の授業はすべて外国人教授が受け持ち、これを「正則」といい、いわゆる補習にあたるような授業だけを日本人教授が行うことになっていた。つまり、外国人教師が行う授業を「正則」、日本人教授が行う授業は「変則」とされていた。「正則」とは「外国人による授業で、教師に従って、音（アクセント、イントネーション等）の学習をし、会話を学ぶことを主とする」ものであり、それに対して「変則」は「日本人教師による授業で、文意を理解することを主眼とし、漢文素読式を採用し、音声には注意を払わない」ものであった。

このようにして専門教育は充実していったが、初等教育の整備は依然として遅れていた。そのためアメリカの小学校に倣って日本の小学校を作ろうとして東京に師範学校を設置した。この師範学校にマリオン・スコットというアメリカ人を雇い入れた。マリオン・スコット⁵からアメリカの小学校での教育内容および使用教科書などの教示を仰ぎ、

5 マリオン・スコット (Marion McCarrell Scott, 1843年-1922年) は、アメリカの教育家で日本の師範学校立ち上げに尽力した。森有礼に乞われて、1871年来日し大学南校の英語教師となる。翌年「学制」頒布に際し、教師育成の為に設置された師範学校（後の東京高等師範学校さらに東京教育大学）唯一の教師として教育学を講義した。アメリカの公教育をモデルとした近代的な教育（一斉教育法やペスタロッチ主義直感教授法）を伝授した。

さらに教材・教具などをスコットを通して輸入するという形で小学校教育に着手している。その後アメリカへの留学生も多数派遣されることにより、留学生の帰国後に日本の教育の自立化を進めていった。こうしてアメリカの小学校と同じ小学校を日本にも作る努力が始まった。

さて、我が国の初等教育が現在の小学校のような近代的な学校制度のもとに行われるようになったのは「学制」以降からであり、それまでは初等教育は寺子屋や私塾で行われていたが近代的な学校の形態を備えたものではなかった。

「学制」によれば、各小学区に小学校を一校設けることとしたため、全国では五万三千七百六十校の小学校を設置することと定めた。そして小学校を尋常小学、村落小学、貧人小学、小学私塾、幼稚小学の数種としたが、尋常小学以外はほとんど設けられることはなかった。この尋常小学が小学校の普通の形であり、これを下等小学四年・上等小学四年の計八年の課程とし、下等小学は六歳から九歳まで、上等小学は十歳から十三歳までの一般男女児を修学させるべきものとしている。

1881（明治十四）年5月4日には「小学校教則綱領」（今の学校教育法にあたる）を公布し、学年の編成を改め小学校を初等科三年、中等科三年、高等科二年の三段階に分け、初等科三年を子弟の通学すべき最低年限とした。このようにして「学制」（明治五年）によって創設された我が国の近代的な小学校制度は、明治十三年の改正教育令を経て次第にその形式を整えられてきたのである。

このように国民の初等教育機関を小学校だけの一種類とし、教育の機会を均等に与えたことは、当時の諸外国の学校制度と比較しては画期的なものであったと考えられる。さらに、「学制」はきわめて大規模なものではあったが、「学制」頒布後わずか三年後の明治八年には、二万四千二百二十五校の小学校が設置され、児童数は百九十二万六千百十二人にも達した。なお、小学校の経費は各小学校区で負担することを原則とし、授業料を取ることができることとしたが、地方民の負担を軽減するため国庫から「小学委託金」として補助金を交付する制度を設けている。

「学制」によって近代的な小学校制度は一応確立したが、当時の地方事情から見ると、「学制」の掲げるような小学校を完全に設置して運営することは困難であったので、1879（明治十二）年9月に「教育令」を公布して実情に即する制度に改められた。

「教育令」では、従来の学区制を廃止して町村ごとに公立小学校を設けることとし、修業年限も「学制」と同じく八年としたが、土地の事情によっては四年まで短縮することができ、しかも一年のうち四ヵ月以上授業すればよいこととした。また学校以外の場所で教育を受けてもこれを就学とみなすなど土地の実情に応ずる自由裁量の余地のあるものとした。ところが、そのためにかえって公立小学校を廃止するなど立法の精神に反して後退の傾向がでてきたので、翌1880（明治十三）年12月に「教育令」を改正して町

村に小学校設置を義務づけ、就学の督励を厳しくした。

教員構成面から見ると、「学制」が頒布されてからは、これまで寺子屋などの塾教育にたずさわっていた者のなかから、新しい初等教育、中等教育の教師として公立学校に進出する者が多く、その人たちが新しい教育の推進力となっていった。なお塾を経営する者が小学校教師に転ずるときに塾の施設はまだ校舎のない小学校に転用されたのが多かった。一方、「学制」以後私塾を経営する場合は、国民教育の基準を整理するため、文部省の許可を要するようになった。

(3) 明治初期の小学校での科学教育

1872（明治五）年の「学制」により小学校が設立されたが、小学校に入学後直ちには科学教育は行われていなかった。小学校一年生から現在の「理科」に関する科目が設置されたのは、1941（昭和十六）年からの「自然ノ観察」である。「理科」という教育用語が使用されたのは、1886（明治十九）年のことであり、その理科が教科として教えられるのは小学四年以上の学年であった。

1872（明治五）年の「小学教則」で示された科学教育は、小学校二年生から科学教育を行い、小学三年から『訓蒙窮理圖解』を究理学論功輪講等で教えようとしていた。明治初期には、科学教育がかなり重視されたと考えられる。そのほとんどは、「窮理学」（Natural Philosophy、物理学）を中心とし近代的科学観の育成に重点を置いた学問を基礎としていたと考えられる。しかし、1872年（明治五年）に発布され施行された「学制」から、「窮理」という言葉が使われなくなり、代わりに「物理」という言葉が使用されるようになったが、『訓蒙窮理圖解』は小学校の教科書として使用されるようにもなった。

さて、1872（明治五）年とその翌年に東京府が各私塾に対してその教育内容の提出をさせ、その結果を「開学明細書」としてまとめている。この結果を見ると、大部分が筆道である手習い中心の寺子屋であり、算学などの算盤塾が17%であり、科学教育を行う寺子屋は皆無であったと考えられる。

1874（明治七）年の「文部省第1年報」⁶による東京府での就学率は50%であったが、就学人数は57,588人で、そのうち50,505人は手習い中心の寺子屋に通っていた者であった。つまり公立の小学校において文部省の「小学教則」による教育を受けた者が7,083人で6.2%しかいなかったことが分かる。しかも、この公立小学校においても自然科学

6 明治6（1873）年分の概要をまとめたもので、明治8年1月4日に刊行された。毎年の文教行政の概要や教育関係の統計等、文部省の所管事項に関し自ら編纂（へんさん）した公式の年次報告書。

の授業を行う高学年にあっても、この高学年に進級する児童がほとんどいなかった。当時の学校制度では、年齢による学年ではなくその能力によって学年を決定していたため、まずはじめは小学校1・2年からの授業を受けることとなっていた。しかも落第制度があったため科学教育を受ける小学校4・5年に進級する者がごく少数であった。

以上から考えると、当時の公立小学校ではほとんど科学教育がなされなかった状況だったと推測されるが、1872（明治五）年、同年に公布された「学制」に基づき、師範学校が設立され科学教育に力を入れ始めていたようである。まず、東京の湯島聖堂内に、1871年に閉鎖された昌平坂学問所（昌平黌）を一部引き継ぐ形で官立の師範学校が設立され、その後、名古屋・大阪・広島・長崎・新潟・仙台と各大学区に設置された。そして、師範学校の「小学教則」が1873（明治六）年5月に公表された。これは「読本」と「問答」から構成されているものである。前述のスコットの指導によって作成されたものであり、それまでの文部省による「小学教則」よりも権威あるものとして急速に普及している。この師範学校の「小学教則」による授業が明治初期から本格的な科学教育ではなく「低学年理科」として広く行われようとしていたようである。また、師範学校版として「単語図／連語図／線体図／色図」などの懸図が1873（明治六）年の内に作成されており、同年文部省編纂「小学教授書」（師範学校彫刻）の冊子としてまとめられて全国に普及していった。さらに1873（明治六）年12月には師範学校長の諸葛信澄による「小学教師必携」が理科教授法書として当時最も普及している。

公立小学校におけるこのような急速な科学教育の普及の背景には国民からの熱望があったためと考えられる。つまり、前述のように明治維新时期においては文明開化のスローガンのもとで、各分野においても西洋化するということを全国民の意識の中に目標としてきた。そして、西洋流の合理的な考えの基本として一般庶民が初めて耳にする「窮理」へのあこがれがあったようであり、さらに寺子屋による読み書きのできる教育の普及と相まっていたのではないかと考えられる。

4. おわりに

明治初期において大部分の子どもが筆道である手習い中心の寺子屋に通っており、子どもを含む一般庶民の識字率は高く科学読み物を十分に読みこなす力があつた。江戸時代の科学といえば代表的なものとして杉田玄白訳の『解体新書』⁷であつたが、蘭学者が

7 1774（安永3）年、ドイツ人医学者クルムス『解剖学図譜』のオランダ訳書『ターヘル・アナトミア』から杉田玄白らが訳した日本最初の西洋医学の解剖学翻訳書であつた。この『解体新書』の刊行は、日本人がオランダ語を学び西洋の学問を知る道を開いた日本文化史上特筆すべき出来事であつた。

主として読みこなしたもので一般の庶民にはほとんど関係がなかった。

ところが、明治五年から明治七年にかけて「窮理」ブームが到来したのは、明らかに文部省の「小学教則」による物理教育重視の影響が大きいと考えられる。公立の小学校における自然科学の教育が本格化はしなかったが、小学校の教科書として『訓蒙窮理圖解』が使用され、さらに科学読み物がさかんに出版されるようになった。福沢は『福沢諭吉全集』（明治四一年）の緒言において「国民を開化思想へ導くには物理学を教えるのが一番の近道である。そのために『訓蒙窮理圖解』を著した」と述べており、明治初期の国民にとって窮理学は関心の高い分野であったことが分かる。さらに、この結果、東京府師範学校の入学試験においても「物理階梯」が数学ともども重視される結果となっている。

さらに、明治初期の科学入門書として、『訓蒙窮理圖解』の他に『窮理外伝』⁸（明治五年）、『児女必解窮理隠語』⁹（明治五年）、『窮理早合点』¹⁰（明治六年）、『窮理諳誦本』¹¹（明治七年）などが相次いで出版されている。これらは一般庶民が簡単に科学に触れることができるものであり、寺子屋の普及による識字率の高さと相まって「窮理熱」とよばれる科学ブームを支えていたと考えられる。

-
- 8 著者はエレキテルの発明で有名な平賀源内であるが、没後約100年経過しているため他の者の執筆と思われる。デジタル画像で右記のアドレスで紹介している。<http://kindai.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/902336/1>
- 9 詳細は不明であるが、右記のアドレスでの国立国会図書館でデジタル画像が紹介されている。<http://opac.ndl.go.jp/recordid/000000471126/jpn>
- 10 著者は軍艦行進曲の作詞者である鳥山啓
- 11 窮理諳誦本〔第1冊〕上、この図書は著作権法第67条による文化庁長官裁定を受けて公開されている。右記のアドレスでデジタル画像が紹介されている。<http://kindai.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/830019/1>

〈主な引用・参考文献〉

- 石川謙『往来物の成立と展開』雄松堂出版、1988
- 板倉聖宣編集代表『理科教育史資料』全6巻、とうほう、1986
- 伊藤稔明『再改正教育令と新教科“理科”の登場』、愛知県立大学文学部論集第54号(2006)、pp.1-16.
- 伊藤稔明『小学校条例取調委員議定「学区校数指示方心得」に関する一考察』、愛知県立大学児童教育学科論集第43号(2009)、pp.33-47.
- 伊村元道『日本の英語教育200年』大修館書店、2003
- 大村喜吉『斎藤秀三郎伝—その生涯と業績』第5刷、吾妻書房、1972
- 倉沢 剛『幕末教育史の研究—直轄学校政策—』、吉川弘文館、1983
- 坂本保富『幕末洋学教育史研究—土佐藩「徳弘家資料」による実態分析—』、高知市民図書館刊、2004
- 桜井邦朋『福澤諭吉の「科学のスヌメ」—日本で最初の科学入門書「訓蒙窮理図解」を読む—祥伝社、2005
- 添田晴雄『文字から見た学習文化の比較』(『近代日本の学校文化誌』所収(石附実編著、思文閣出版) pp.115-147、1992
- 大日本教育会編『維新前東京市私立小学校教育法及維持法取調書』大日本教育会事務所、1892
- 瀧川光治『幼児期科学教育史研究(1)—明治期の日本の状況—』日本保育学会大会研究論文集(52) pp.438-439、1999
- 竹村英樹『明治期東京の教育調査—『維新前東京市私立小学校教育法及維持法取調書』をめぐる社会調査史的考察—』(川合隆男編『近代日本社会調査史(1)』慶応通信、1989)
- 東京書籍編集部編 ビジュアルワイド 図説 日本史p.182 東京書籍
- 中川真弥編『福澤諭吉著作集第2巻 世界国尽 窮理図解 福澤諭吉著』慶應義塾大学出版会 2002
- 永田英治『日本理科教材史』、とうほう、1994
- 日本科学史学会編『日本科学技術史体系8(教育1)』、1964
- 日本教育史資料研究会編『『日本教育史資料』の研究』、多摩川出版部、1986
- 『日本の英学100年—明治編』研究社出版、1968
- 内閣官報局編『法令全書』第五巻ノ一(原書房 昭和49年10月15日発行、復刻原本=明治22年刊)
- 文部省編『日本教育史資料』(明治二十三~二十五年刊 二十三巻、1883)、復刻再版 鳳出版 1984
- 真壁仁『徳川後期の学問と政治—昌平坂学問所儒者と幕末外交変容—』、名古屋大学出版会、2007